

○天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則

平成27年12月28日規則第41号

改正

平成28年3月31日規則第11号

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月天理市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 条例第3条の規定により助成金の交付を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、重度心身障害老人等医療費助成交付（更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に条例第2条第1号又は第2号に該当することを明らかにする書類、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく被保険者証及び身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、申請書を受理した場合において、条例第2条に規定する要件に該当すると認めるときは、重度心身障害老人等医療費交付請求書（様式第2号。以下「請求書」という。）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときは、その理由を付し、重度心身障害老人等医療費助成交付申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、この規則の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(更新申請等)

第4条 対象者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、申請書に第2条に規定する書類等を添えて市長に更新を申請することができる。

2 市長は、前項の申請において、条例第2条に規定する要件に該当しないと認めるときは、その理由を付し、重度心身障害老人等医療費助成交付申請却

下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の申請において、申請書その他申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（支給方法）

第5条 対象者は、請求書に領収書その他自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、奈良県後期高齢者医療広域連合から市長に当該診療に係る自己負担金その他助成金の算定に必要な事項の通知があったときは、対象者から市長に前項の規定による請求書の提出があったものとみなす。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

（届出）

第7条 対象者は、条例第2条第1号の規定に基づく天理市心身障害者医療費助成条例（昭和48年3月天理市条例第1号）第2条第2号又は条例第2条第2号の規定に基づく天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）第2条第1号及び第2号に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに資格喪失届（様式第4号）を市長に届け出なければならない。ただし、市長は、当該届出により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第7条関係)